

再発防止に向けた取組状況

1. 要 旨

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、「高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会」から受領した調査報告書を踏まえ、令和元年11月に再発防止の具体的な取組みについて公表した。

公社では、策定した再発防止策に加えて公社改革に向けて取り組んでおり、現時点における公社の取組状況を取り纏めた。

2. 取組状況

(1) 再発防止策の取組状況・・・別紙

公社では、入札契約手続きの厳格化、公社全体の技術力の向上、外部による透明性と公正性の確保の3つの観点で取り纏めた再発防止策について、別紙のとおり取組を進めている。

(2) 公社改革に向けた取組

公社では、再発防止に止まることなく、健全で円滑な公社運営が持続的に可能となるよう、抜本的な改革に取り組む必要があることから、「組織体制の改革」「人の改革」「意識の改革」の3つの観点から取組の検討を行っている。

- ① 組織体制の改革：監理体制の強化や経営力の向上に繋がる取組
- ② 人の改革：プロパー職員の育成等に関する取組
- ③ 意識の改革：法令遵守等の更なる意識向上に関する取組

○ 公社改革推進チームの設置

公社では、再発防止策の推進やその進行管理と新たな再発防止策、公社改革の具体的な推進方策を検討すること等を目的として、1月24日に副理事長直下の組織として、理事をリーダーとした3名で構成する「公社改革推進チーム」を設置した。

現在、外部のチェックを受けながら、適正に公社改革を推進していけるよう、外部有識者のチームへの参画について調整している。

○ 公社改革推進会議の設置

公社が実施する再発防止策に関することや公社改革などについて、県・市・公社の三者で情報共有や意見調整を図る場として、2月7日に「公社改革推進会議」を設置した。

3. 今後の対応

引き続き、再発防止策や公社改革に向けた取組について、広島県及び広島市と連携して、着実に実施する。

再発防止策の取組状況（令和2年2月14日時点）

（赤字：更新内容）

項目※1	取組状況	
	実施	
1. 入札契約手続きの厳格化		
(1)入札契約方式の選択		
本件工事※2のような事案については、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成27年6月）」による技術提案・交渉方式を選択する。	済	・左記の取組について規程を整備 ・より一層の運用の厳格化を図るため、運用要領を新たに整備
公社で適用実績がない入札契約方式を実施する場合には周知徹底を図るため、関係部署に対して、整備された運用ガイドラインを基に解釈や運用の研修を開催する。	済	・1月29日、30日に社内で再発防止の取組み内容について説明会を開催 ・年度当初には全職員に対して同様の研修を実施予定
(2)契約額の上限を事後公表とすることの検討		
技術提案・交渉方式を採用する場合には、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成27年6月）」に基づき、参考額を明示する。	済	・左記の取組について規程を整備 ・より一層の運用の厳格化を図るため、運用要領を新たに整備
(3)入札契約手続きの改善		
技術提案・交渉方式を採用する場合には、業者との協議の内容について、相手方と十分に確認するとともに、記録を作成する規程を整備する。	済	・左記の取組について規程を整備 ・より一層の運用の厳格化を図るため、運用要領を新たに整備
協議や質問書に対する回答を行う場合には、担当部署とは異なる職員による手続きのクロスチェックを行う規程を整備する。	済	・左記の取組について規程を整備 ・より一層の運用の厳格化を図るため、運用要領を新たに整備
2. 公社全体の技術力の向上		
(1)『適切な契約額の上限の設定』・『適正な予定価格の積算』		
高度・特殊な工事においては、公社の施工実績を踏まえ、必要に応じてコンサルタント等を活用するほか、施工実績のある他機関や学識経験者の意見聴取により、同種工事の最新情報を収集し、工事費積算について公社職員の知識・経験レベルの向上を図り適正な価格を設定する。	済	・左記の取組について規程を整備 ・より一層の運用の厳格化を図るため、運用要領を新たに整備
(2)発注者としての標準案の策定		
工事費積算について職員の知識・経験レベル向上にコンサルタント等を活用するほか、高度・特殊で実施設計を行わない建設工事の入札契約においても、業者が提出する見積書の妥当性について検討できる資料を作成するために、予備設計に基づく標準案を策定する。	済	・左記の取組について規程を整備 ・より一層の運用の厳格化を図るため、運用要領を新たに整備
3. 外部による透明性と公正性の確保		
(1)事業全体の管理		
事業の完成目標を踏まえ、適切な事業執行を図るため、事業スケジュールや進捗の情報を共有する連絡調整のための会議を県、市と連携して開催する。	済	・2月14日に県・市・公社で構成する「連絡調整会議」を設置
(2)入札及び契約の監視体制の強化		
学識経験者等の第三者で組織される入札監視委員会を設置し、競争入札参加資格の設定、指名競争入札に係る指名の経緯等について定期的に報告し、その内容の審議、意見の具申等を求め、その結果を閲覧等により公表する。	済	・2月6日に入札監視委員会設置規程を整備。現在、入札監視委員会の委員選定中。
(3)入札契約方式の適切な選択		
本件工事※2のような技術提案を求める建設工事の発注にあたり、公社に設置する競争入札等執行委員会で審査する場合において、あらかじめ県及び市から入札契約方式の選択や入札契約手続きに関し意見を聴取する。	済	・左記の取組について規程を整備 ・より一層の運用の厳格化を図るため、運用要領を新たに整備
(4)総合評価落札方式における学識経験者の意見聴取		
総合評価落札方式を行う際、落札者を決定する評価基準を定める場合や落札者を決定しようとする場合に、学識経験者の意見を聴取する。	済	左記の取組について規程を整備

※1 項目：令和元年11月に公表した再発防止の具体的な取組みをわかりやすく適宜追記

※2 本件工事：高速5号線シールドトンネル工事